

国家公務員の退職手当制度の概要

1 退職手当制度の経緯

戦前、退職手当制度は、制度・内容・運用とも各省ごとに別々であり統一がとれていなかったが、昭和21年7月以降に「退官、退職手当支給準則」により統一的な制度として実施された。その後、臨時措置に関する政令又は法律により制度の改革整備と恩給制度との整備がはかられ、昭和28年8月「国家公務員等退職手当暫定措置法」が施行された。さらに、昭和34年の非現業職員に係る恩給、共済年金制度の再編に伴って、従来の暫定措置法の性格を改め、「国家公務員等退職手当法」として成立し、恒久法の形をとり現在に至っている。

なお、昭和62年4月日本国有鉄道の民営化に伴い、「国家公務員退職手当法」と改称された。

2 退職手当の性格等

国家公務員の退職手当の性格としては、勤続報償、賃金後払、生活保障の三つの性格をそれぞれ有し、これらの要素が不可分的に混合しているものであるが、基本的には、職員が長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素が強いものと解されている。

(参考)

○民間企業における退職金の性格(一般論)

- ・勤続報償説：長期勤続又は在職中の功績・功労に対する報償であるという説
- ・賃金後払説：労働者の在職中に当然受けるべき賃金を退職時に受け取るとする説
- ・生活保障説：労働者の離職後の生活保障を目的に支払われる給付であるという説

3 退職手当の算定方法

$$\text{退職手当} = \text{基本額 (退職日の俸給月額} \times \text{退職事由別・勤続年数別支給率)} + \text{調整額}$$

(参考1) 退職手当支給率(例)

勤続年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	42年	45年
自己都合退職	3.0	6.0	12.4	23.5	33.5	41.5	47.5	53.5	55.9	59.28
定年・勸奨退職	5.0	10.0	19.375	30.55	41.34	50.7	59.28			

(参考2) 退職手当の調整額

在職期間の各月ごとに、職員が属していた区分に対応する調整額のうち、多いものから60月分の調整月額を合計した額(平成17年法改正～)

区分	対応する職員	調整月額	区分	対応する職員	調整月額
1	指定職(6号俸以上) これに相当する職員	79,200円	6	行(一)7級 これに相当する職員	41,700円
2	指定職(5号俸以下) これに相当する職員	62,500円	7	行(一)6級 これに相当する職員	33,350円
3	行(一)10級 これに相当する職員	54,150円	8	行(一)5級 これに相当する職員	25,000円
4	行(一)9級 これに相当する職員	50,000円	9	行(一)4級 これに相当する職員	20,850円
5	行(一)8級 これに相当する職員	45,850円	10	行(一)3級 これに相当する職員	16,700円
			11	その他の職員(非常勤職員を含む。)	0円

(注1) 区分10の調整月額の見直しは、勤続25年以上退職者の場合に限る。

(注2) 勤続9年以下の自己都合退職者等は調整額が支給されない。また、勤続4年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になる。

(参考3) 経過措置

平成18年4月1日の制度改正に伴い、次のような経過措置が設けられている。

① 新制度切替日の前日の額の保障

新制度切替日の前日である平成18年3月31日に退職したとした場合の退職手当額の額が新法による新制度切替日以降の額を上回る場合には、その額が保障される。

② 施行日後3年間の抑制措置

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの退職者で、新制度で算定した退職手当額が新制度切替日前日の俸給月額に基づいて旧制度により算定した退職手当額を上回る場合には、退職者の勤続年数に応じて新制度の退職手当額から一定額が控除される。

4 定年前早期退職者の退職手当

勤続25年以上で、かつ、年齢が「定年－10年」以上の者が、勸奨等により、定年に達する日から6月前までに退職した場合には、退職日の俸給月額を割増しして基本額を算定。（割増率： $2\% \times (\text{定年年齢} - \text{退職日の年齢})$ （最大20%））

ただし、①事務次官・外局長官クラス以上（指定職俸給表6号俸相当以上）の者は割増不適用、②局長クラス以上（指定職4号俸相当以上）の者は割増率を2%→1%に半減（平成15年法改正～）

5 独立行政法人等の役員に就任した場合の退職手当の支給にかかる規定

国家公務員が国等への復帰を前提として退職をし、独立行政法人等の役員に就任した場合には、退職手当を国等への復帰後の退職時にのみ支給することとする。

6 退職手当の改善の経緯（官民比較）

見直し年	昭和48年	昭和56年	昭和60年	平成15年
調査	昭和46年	昭和53年	昭和58年	平成13年※
比較結果	官が民を約2割下回る	官が民を約1割上回る	官と民はほぼ均衡	官が民を5.6%上回る
内容	・勤続20年以上の退職者（自己都合を除く）の1年当たりの支給率を、当分の間20%増	・48年改正による20%増を10%増に改正	・勤続31年以上の退職者の1年当たりの支給率を10%引き下げ ・定年前早期退職特例措置の新設等	・56年改正による10%増を4%増に引き下げ ・定年前早期退職特例措置の見直し等

(注) ※平成13年の調査は、総務省人事・恩給局が実施

7 モデル退職手当額

(平成 18 年度ベース)

ポスト	事務次官	局長	審議官	本省課長	本省課長補佐
年齢	59歳	56歳	54歳	56歳	60歳
勤続年数	37年	34年	32年	34年	42年
採用年齢	22歳	22歳	22歳	22歳	18歳
学歴	大卒	大卒	大卒	大卒	高卒
俸給表・ 級号俸	指定職 8 号俸	指定職 4 号俸	指定職 2 号俸	行(一) 10 級 21 号俸	行(一) 6 級 77 号俸
退職事由	勸奨	勸奨	勸奨	勸奨	定年
退職前 5 年 間の状況	事務次官 2 年 局長 3 年	局長 3 年 審議官 2 年	審議官 2 年 10 級課長 3 年	10 級課長 2 年 9 級課長 3 年	6 級課長補佐 5 年
調整額	415万円	375万円	345万円	310万円	200万円
退職手当額 (税引き後)	7,594万円 (6,501万円)	5,955万円 (5,211万円)	5,126万円 (4,547万円)	3,925万円 (3,628万円)	2,725万円 (2,698万円)

※税引き後の額は平成 19 年 1 月 1 日以降の額

(参考：平成 15 年退職手当法改正前)

(平成 14 年度ベース)

退職手当額	8,753万円	6,613万円	5,524万円	3,855万円	2,860万円
-------	---------	---------	---------	---------	---------

※平成 15 年法改正：昭和 56 年法改正による支給率の 10%増を 4%増に引き下げ。定年前早期退職者特例措置の見直しにより（次官級）1年につき 2%→0%、（局長級）2%→1%

注 1 人事院において任意にモデルを設定し、制度に基づき作成した。なお、平成 18 年度ベースの退職手当額は本則に基づいて算出したものであり、平成 17 年法改正に伴う経過措置は考慮していない。

注 2 調整額及び退職手当額は千の位を四捨五入した。